

令和7（2025）年度見直し対象KHKS
（KHKS 0747, KHKS 0748, KHKS 0749, KHKS 0750）の見直し

1. 見直し対象となるKHKSの概要

KHKS 0747, KHKS 0748, KHKS 0749, KHKS 0750は、一般消費者等の消費設備に設置されるガス漏れ警報器・不完全燃焼警報器、バルク貯槽用ガス漏れ警報器、または携帯用ガス検知器（以下「警報器等」という。）の材料、構造、性能、耐久性等に関して、技術上の基準及び検査の方法を定めたものである。



図1. 製品イメージ（出典：日本LPガス団体協議会、保安業務ガイド）

2. 見直し方針

警報器等は、高圧ガス保安協会の液化石油ガス用ガス漏れ警報器・バルク用ガス漏れ検知器検定規程、液化石油ガス用不完全燃焼警報器検定規程、液化石油ガス検知器検定規程（以下「KHK検定規定」という。）にて、技術上の基準、検査の方法、合格判定基準が規定されており、これに基づいて高圧ガス保安協会が自主検定を行っている。

KHKS 0747, KHKS 0748, KHKS 0749, KHKS 0750はこのKHK検定規定の技術上の基準、検査の方法をKHKSとして平成28年6月に制定したものである。（図2参照。）

現在、警報器等に関する技術上の基準及び検査の方法は、KHKSとKHK検査規程で2重に規定している。KHKSは液化石油ガス規格委員会、KHK検査規程は別の委員会（警報器・検知器等委員会）で基準の見直しを行っている。

今般、KHK検査規程への基準の一元化のため、当該基準を廃止することとしたい。



図2. 警報器等の基準の推移